

平成 30 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 野村マイクロ・サイエンス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長兼最高執行責任者 八 卷 由 孝
(コード番号：6254)
問 合 せ 先 取締役副社長兼最高財務責任者 横 川 收
(TEL 046-228-5195)

定款一部変更及び役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 21 日開催予定の当社第 49 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしました。

また、併せて監査等委員会設置会社移行後の役員人事について下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成 30 年 3 月 15 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社第 49 回定時株主総会において承認されることを条件に、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記変更に伴う条数の変更のほか、一部字句を修正し条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 30 年 6 月 21 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 30 年 6 月 21 日 (水)

4. 役員人事

- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

氏 名	現 役 職
千田豊作	代表取締役会長兼最高経営責任者 (CEO)
八卷由孝	代表取締役社長兼最高執行責任者 (COO)
横川 收	取締役副社長兼最高財務責任者 (CFO)
依田博明	取締役
米川直道	取締役
阿部 嗣	取締役
瀬戸口 一彦	取締役
芳賀孝之	新任

*平成 30 年 6 月 21 日開催の第 49 回定時株主総会に付議

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	現 役 職
小柴真彦	常勤監査役
坂野英雄	監査役（社外）
市橋 仁	監査役（社外）

*平成30年6月21日開催の第49回定時株主総会に付議

以 上

【別紙】

・変更案（下線部分は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略> (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 <条文省略> 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、8名以内とする。 <新設></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役の選任は、株主総会において行う。 2 <条文省略> 3 <条文省略> (取締役の任期)</p> <p>第21条 <条文省略> <新設></p> <p><新設></p> <p>(代表取締役、最高経営責任者、最高執行責任者および最高財務責任者)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から最高経営責任者（CEO）および最高執行責任者（COO）各1名、取締役の中から最高財務責任者（CFO）1名を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり> (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <削除> (3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 <現行どおり> 第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、8名以内とする。 2 <u>当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役の選任は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において行う。</u> 2 <現行どおり> 3 <現行どおり> (取締役の任期)</p> <p>第21条 <現行どおり> 2 <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役、最高経営責任者、最高執行責任者および最高財務責任者)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって代表取締役の中から最高経営責任者（CEO）および最高執行責任者（COO）各1名、取締役（<u>監査等委員を除く。</u>）の中から最高財務責任者（CFO）1名を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 <条文省略> <新設></p> <p>2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>3 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 <条文省略> (報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <条文省略> 2 <条文省略></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (監査役の員数)</p> <p>第29条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第30条 <u>監査役の選任は、株主総会において行う。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等員を除く。)</u>の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 <現行どおり></p> <p>2 <u>前項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>3 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>4 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>取締役会</u>を開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 <現行どおり> (報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <現行どおり> 2 <現行どおり></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
(常勤監査役)	(常勤の監査等委員)
第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
(監査役会の招集通知)	(監査等委員会の招集通知)
第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の4日前までに発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。	第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(監査役会規程)	(監査等委員会規程)
第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。	第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(報酬等)	
第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	<削除>
(監査役の責任免除)	
第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	<削除>
2 当社は、社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	<削除>
第6章 会計監査人の責任	第6章 会計監査人の責任
(会計監査人の責任限定契約)	(会計監査人の責任限定契約)
第37条 <条文省略>	第32条 <現行どおり>
第7章 計算	第7章 計算
(事業年度)	(事業年度)
第38条 <条文省略>	第33条 <現行どおり>
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)
第39条 <条文省略>	第34条 <現行どおり>
(中間配当)	(中間配当)
第40条 <条文省略>	第35条 <現行どおり>
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第41条 <条文省略>	第36条 <現行どおり>
2 <条文省略>	2 <現行どおり>

現行定款	変更案
<p data-bbox="448 259 547 288"><新設></p>	<p data-bbox="810 259 863 288"><u>附則</u></p> <p data-bbox="826 297 1241 327"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="815 336 1383 521"><u>1 当社は、第 49 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項に規定する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="815 530 1383 714"><u>2 第 49 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条第 2 項の定めるところによる。</u></p>